資　料　１０

委員会報告事項

平成２３年１１月１１日
国土交通省　東北地方整備局

事後評価実施要領、細目及び対象事業について

評価別	学識経験者等から構成される委員会での審議		評価結果の事業評価監視委員会への報告		対象事業
	審議根拠	報告根拠文	審議根拠	報告根拠文	
事後評価	『国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領』第４の１項の（６） H23.4.1改定	「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」の対象となるダム事業において、当該制度に基づいた手続が行われる場合については、本要領に基づく事後評価の手続きが行われたものとして位置づけるものとする。	『河川及びダム事業の完了後の事後評価実施要領細目』第６ H21.3.31改定	実施要領第４の１（６）の規定に基づき事後評価の手続が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。	・釜房ダム貯水池水質保全事業

事後評価結果一覧

【公共事業関係費】
【河川事業】
（直轄事業）

事業名 事業主体	該当基準	総事業費（億円）	費用便益分析 貨幣換算した便益：B（億円）	便益の内訳及び主な根拠	費用：C（億円）	B／C	貨幣換算が困難な効果等による評価	事後評価の視点 （事業効果の発現状況、事業実施による環境の変化、今後の事後評価の必要性等）	対応方針（案）	審議結果及び意見	備考
釜房ダム貯水池水質保全事業 東北地方整備局	事後評価	13.1	13.7	【内訳】 仙台市水道局の、活性炭処理費用の軽減分を便益として計上：13.7億円 【主な根拠】 事業実施後の活性炭処理費用：71,870千円(H21、H22平均) 事業未実施の活性炭処理費用：126,630千円(H21、H22平均)	13.1	1.05	仙台市水道局が、市民から選ばれた水道モニターに対して実施した水道水とミネラルウォーターとの「きき水」調査では、かつては「臭い水」と評されてきた釜房ダム水源の水道水も、近年はミネラルウォーターや美味しいと比較されていた国見浄水場の水道水と比べても引けを取らない評価を得ている。	・費用便益は平成23年度時点で、B/C=1.05となっている。 ・カビ臭の原因となる物質である2MIBについて、事業実施前は、10ng/Lを超えることが多く、100ng/L以上となることもあったが、事業実施後は、40ng/L以上の発生が無く、概ね10ng/Lに抑制され、ダム湖の水環境が改善されている。 ・市民から選ばれた水道モニターへのアンケートの結果、本事業の実施により、水源であるダム湖がきちんと管理され、おいしい水を供給できていると評価されている。	現時点では、今後の事後評価の必要性は見られない。	平成23年10月25日 東北地方ダム管理フォローアップ委員会において審議 ・「釜房ダム貯水池水質保全事業」は十分効果を発揮しているものと判断され、今後の事後評価の必要性はないと考えられる。 ・現時点では「釜房ダム貯水池水質保全事業」に対する改善措置の必要性は見られないが、今後も適切な管理を行いつつ、より良い貯水池水質の保全に向けて必要な検討を行い、必要に応じてダム等管理フォローアップ委員会で審議する。	